

平成 2 9 年 7 月 1 2 日

介護保険施設・事業所管理者

高齢者施設施設長

殿

奈良県健康福祉部長寿社会課長

( 公 印 省 略 )

別記

□ なお、市町村地域防災計画への記載の有無に関わらず、要介護等高齢者が利用される施設（要配慮者利用施設）は、介護保険法等の事業法や関連する通知に基づき、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）の作成が求められています。

□ かねてより非常災害対策計画を策定している施設等におかれましても、計画策定している項目、市町村地域防災計画への記載状況のほか、洪水予報、土砂災害に関する情報等の配信方法等について、改めてご確認いただき、人命の保護を第一義とした早期避難及び災害時にとるべき避難行動を繰り返し確認していただくようお願いいたします。

### 【施設等における防災対策について・点検マニュアル等】

奈良県公式ホームページ <http://www.pref.nara.jp/43367.htm>

近年、全国各地で豪雨が頻発・激甚化し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が求められるとして、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が平成 2 9 年 6 月 1 9 日に施行されました。

これを受けて、施設が所在する市町村の地域防災計画に定められた施設は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務化されています。

今般、施設を所管する地方公共団体が、水防法・土砂災害防止法上の観点から施設が策定する計画を点検するための「点検マニュアル」が作成・配布されたことから、今後、市町村地域防災計画に記載された施設に対する実地指導や各種検査等におきまして、本マニュアルに基づく確認を実施します。各施設の所有者又は管理者におかれましては、あらかじめ施設内で自己点検を行い、必要な体制を確保されるよう通知します。

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）について →施設の所在する市町村へお問い合わせください。 指定基準などについて →各施設の指定権者、届出先の自治体へお問い合わせください。
--